

災害による県税減免等のご案内

災害により大きな被害を受けられた方には、税金を免除や軽減したり、申告、申請、納付等の期限を延ばしたりする制度があります。

◇県税の減免

被害の状況によっては、申請されますと次の県税が減額、または免除される場合があります。被害を受けた日または賦課処分を知った日から2月以内に**申請する必要**があります。

	減免の対象	減免の要件及び内容	必要書類
個人事業税	○被害を受けた年の前年の所得に係る個人事業税 ※被害があった前年分の所得に係る個人事業税が対象	○事業用資産に1/2以上の損害(※)があり、被害を受けた年の前年分の事業所得が1千万円以下の場合 ➔ 一部または全額免除 ○住宅または家財に1/2以上の損害があり、前年分の合計所得金額が500万円以下の場合 ➔ 全額免除	①災害減免申請書(押印が必要) ②「り災証明書」または「被災証明書」(市町村長または所管官公署長発行) ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④損害(金額)やその内訳等が確認できる書類
不動産取得税	○被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税 ○被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来していないもの	○不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日から3年以内に代替の不動産を取得した場合 ➔ 代替の不動産の税額から被害不動産の被害部分に相当する税額を軽減 ○不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日が納期限以前の場合 ➔ 被害不動産の税額から、被害部分に相当する税額を軽減	①災害減免申請書(押印が必要) ②「り災証明書」または「被災証明書」(市町村長または所管官公署長発行) ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④損害(金額)やその内訳等が確認できる書類
自動車税	○被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税	○自動車を使用不能の場合 ➔ 全額免除 ○被害額が自動車の被災前の価額の1/2以上の場合 ➔ 税額の1/2相当額を軽減 ★自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。	①災害減免申請書(押印が必要) ②被災証明書(市町村長または所管官公署長発行) ※被災証明書が取れない場合は「り災証明書」 ※り災証明書も取れない場合は「被災現認書」 ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④損害(金額)やその内訳等が確認できる書類 ⑤永久抹消登録証明書(一時抹消の場合は申立書、解体に係る証明書(使用済自動車引取証明書)も必要) ⑥被災自動車の写真(写真がない場合は理由書も必要) ⑦修理の場合は修理工場の領収書等(写し)

※損害(被害)額は、保険金等で補てんされる額を除きます。

◇個人県民税

お住まいの市町村で個人の市町村民税が減免された場合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。(市町村によって取扱が異なりますので、減免制度の有無や要件等、詳しいことは、お住まいの市町村にお尋ねください。)

◇納期限の延長

期限までに県税についての申告書等の提出や県税を納めることができないときは、申請によりその理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限が延長される場合があります。

◇納税の猶予

被災により県税を納めることができないときは、申請により1年以内の期間で納税の猶予を受けられる場合があります。

県税の減免等に関するお問い合わせ先は次のページをご覧ください。